







## 支部だより

(第10号)

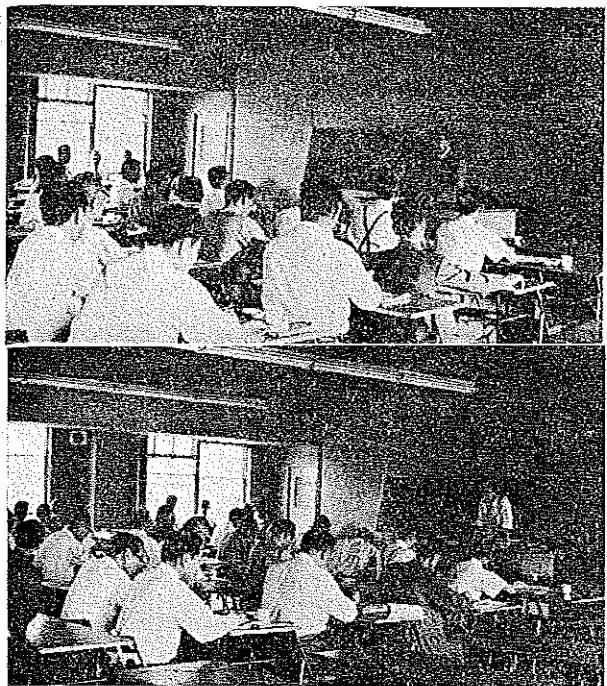
### ◆札幌支部

#### 農地法に関する研修会

ところ 昭和三十八年七月二十七日

出席者四十二名 山田副支部長司会により森口支部長挨拶し引き続き、石狩支所佐藤主事より

1、農地の定義  
2、農地又は採草放牧地の権利移動の許可単なる転用(権利移動の伴わぬもの)



- 3、農地賃貸借等について
- 4、同使用貸付等について
- 5、国有農地の貸付

イ、農耕を目的とするもの  
ロ、転用を目的とするもの

以上に関連のもの石狩支所管内における農地の現況

は暗い旨の返書受理

札幌農業委員会本部主事より

札幌農業委員会三沢主事より

札幌農業委員会五条主事より

1、農地法に基づく諸手続  
2、農地法第三条同五条同二十条同四十六条

同八十条についての説明

2、右に対する申請手続一般

各講師の方々は豊富な実務体験と深い学理探求の結果による理論と実益を兼ね備つた

其の後質疑事項に対し解答あり

受講者に感銘を与へ盛会裡に閉会

なされた。

早急に総会を開催すべく打合せ

している。先づ正副支部長を選任

して支部運営の健全化を期してい

る。(六、一二藤沢副支部長より)

### ◆旭川支部

昨年の総会は出席者十一名に過ぎなかつたが、本年は実に多くの

協力者を得べく努力し総会は九月

か十月の見込(六、五中林支部長

より)

### ◆網走支部

早急に総会を開催すべく打合せ

している。先づ正副支部長を選任

して支部運営の健全化を期してい

る。(六、一二藤沢副支部長より)

6月1日	法改正請願運動の現況について連合会々長
6月1日	より今国会は重要法案山積の状態で見通し
6月1日	する。
6月1日	各支所へ行政書士登録名簿の送付方お願い
6月1日	する。
6月1日	支部総会開催報告を再度照会
6月1日	4日 各支所へ行政書士登録名簿の送付方お願い
6月1日	する。
6月1日	3日 支部総会開催報告を再度照会
6月1日	4日 支部総会開催報告を再度照会
6月1日	10日 函館支所O村の非行政書士の住所氏名職名
6月1日	年令等の調査報告書受理
6月1日	法改正請願の現況について衆議院へ
6月1日	照会状送付
6月1日	12日 藤川町、歌登町の会員より官庁サービス拡大に対する要望あり
6月1日	大に対する要望あり
6月1日	1、日行連総会出席者選定について
6月1日	2、非行政書士の処置について
6月1日	3、会員登録の保存年数について
6月1日	4、その他
6月1日	連合会総会出席者並に代議員五氏の氏名報
6月1日	告
6月1日	連合会会費第一期分送金
6月1日	27日 渡辺会長以下七名出席
6月1日	1、日行連総会出席者選定について
6月1日	2、非行政書士の処置について
6月1日	3、会員登録の保存年数について
6月1日	4、その他
6月1日	連合会総会出席者並に代議員五氏の氏名報
6月1日	告
6月1日	連合会会費第一期分送金
6月1日	24日 横路理事、赤松徳一氏宅を慰問し弔慰金千円贈呈
6月1日	23日 渡辺会長、藤山副会長本日道厅野田地方課長を訪問し函館支所O村農委員M氏の処
6月1日	20日 西田、横路先生より法改正請願は衆参地方行政委員会に託された旨回答をいたしました。
6月1日	19日 第三回常任理事会を午後七時より会事務所に於て開催
6月1日	18日 渡辺会長以下七名出席
6月1日	17日 連合会総会出席者選定について
6月1日	16日 会員登録の保存年数について
6月1日	15日 4、その他
6月1日	14日 連合会会費第一期分送金
6月1日	13日 渡辺会長帰札
6月1日	12日 藤川町、歌登町の会員より官庁サービス拡大に対する要望あり
6月1日	11日 森口支部長帰札
6月1日	10日 藤山副会長、細井支部長帰宅
6月1日	9日 連合会総会出席者会長以下四名出発
6月1日	8日 第二回定時総会議事録を全会員に会報第八号を各会員各单一会、関係各官公署宛發送
6月1日	7日 渡辺会長帰札
6月1日	6日 会費二ヶ月以上の滞納者二六名宛内容証明催告書發送
6月1日	5日 大橋与三(佐呂間町)前寺忠三郎(足寄町)の両氏へ入会手続に返書頼請に進んでいることを確認した旨佐野中部支部長よりの報告書受理
6月1日	4日 橋本会長と共に自治庁へ参上し、法改正は未入会登録者名簿調成
6月1日	3日 会員の権益保持について井上經理部長來訪し会長と合議成る
6月1日	2日 会員異動通知(入会1、退会2)

## 会員異動

### △入会者▽

支部名	氏名	事務所	登録番号	会員番号	入会月日	備考
札幌	熊岡忠左門	江別市緑町東四丁目一番地	第三八年	五一二	38・6・12	

旭川	島倉一士	札幌市南一条西十丁目二尾崎ビル内	第三七年	五一四	38・6・12	
旭川	三浦源一郎	滝川市大町二二三番地	第三八年	五一一	38・6・12	

網走	大島鍋太郎	旭川市春光町六区	第三九年	五〇八	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	富田修	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	大崎正雄	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	

網走	渡辺駒蔵	上川郡東川町西四号北二番地	第三九年	五〇九	38・6・12	
網走						

## お知らせ 昭和38年行政書士試験の実施

### ○北海道告示第1804号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の規定により、昭和38年行政書士試験を次のとおり施行する。

昭和38年8月8日

北海道知事 町村金五

#### 1. 試験実施期日

昭和38年10月30日

#### 2. 試験の場所

札幌試験場 札幌市北2条西7丁目 道立自治講習所

函館試験場 函館市五稜郭町29番地 渡島支庁

旭川試験場 旭川市6条通10丁目 上川支庁

釧路試験場 釧路市浦見町2丁目 釧路支庁

#### 3. 受験願書の受付期間

昭和38年9月1日から、昭和38年9月30日まで

なお、郵送の場合は、当日の消印のあるものに限り受け付けける。

#### 4. 受験願書及び受験資格認定申請書の提出先

(1) 受験願書は、札幌市北3条西6丁目北海道総務部地方課に提出すること。

(2) 受験資格認定を必要とする者は、認定申請書をもよりの支庁総務課に提出すること。

#### 5. 受験資格

(1) 次の各号の1に該当する者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

イ 国又は地方公共団体の公務員として、行政事務を担当した期間が通算して3年以上になる者

(2) 次の各号の1に該当する者で、あらかじめ、知事から受験資格の認定を受けた者

ア 行政書士の補助者として、その職に通算して3年以上従事した者

イ 公団、各種協同組合等の職員として、行政事務に準ずる職に通算して3年以上従事した者

ウ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

#### 6. 試験科目

(1) 筆記試験

憲法、法学通論、戸籍法、行政書士関係法令、一般常識、作文

(2) 口頭試問

#### 7. 受験資格認定申請手続及び受験願書提出手続

(1) 「5受験資格の(2)」に該当する者で、知事の認定を受けようとするものは、別記第1号様式による受験資格認定申請書に次の書類を添付して、知事に提出すること。

ア 履歴書

イ 学業証明書(最終学校の卒業証明書等)

ウ 「5受験資格の(2)」に該当する者であることを証

明する書類

(2) 受験をしようとする者は、別記第2号様式による行政書士試験受験願書に、次の書類及び受験手数料を添えて知事に提出すること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類(市町村長その他官公署の長、校長等の在職証明書、卒業証明書、受験資格認定証等)

ウ 写真(出願前1年以内に写した上半身手札型のもの)

なお、写真は、上下左右それぞれ3センチメートルの余白をもつ台紙にはり、台紙の下欄余白に住所、氏名及び撮影年月日を記入すること。

エ 受験手数料500円(北海道収入証紙を願書にちよう付すること。)

#### 8. その他

(1) 受験資格の認定は、受験願書提出前に行なわなければならないので、すみやかに申請書を提出し認定書の交付を受けるようにすること。

(2) 受験についての問合せは、北海道総務部地方課又はもよりの支庁総務課あてに行なうこと。

(3) 受験願書及び受験案内は、北海道総務部地方課又は支庁総務課において交付を受けること。

#### 別記第1号様式

##### 受験資格認定申請書

年 月 日

北海道知事 町村金五 殿

申請者 本 稲

住 所

(ふりがな)

氏 名

(印)

年 月 日 生

行政書士法第3条第3号に該当する者として認可されたく、行政書士法施行細則第1条の規定により、履歴書及び関係書類を添えて、申請します。

#### 別記第2号様式

##### 行政書士試験受験願書

年 月 日

北海道知事 殿

本 稲

住 所

(ふりがな)

氏 名

(印)

年 月 日 生

行政書士試験を受けたいので、別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えて、お願いします。